

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

対象期間	平成29年1月1日から平成33年12月31日まで
適用対象者	健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして検診や予防接種等を受けている個人
適用要件	対象期間中に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品※の購入の対価を支払った場合において、 その年中に支払った対価の額の合計額が12,000円を超えること
特例措置	12,000円を超える部分の金額の所得控除（上限：88,000円） (医療費控除との選択適用)

※一定のスイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）をいいます。

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

<http://toeitax.co.jp/>

2017/2月号

医療費控除の改正とセルフメディケーション

領収書は提出不可に

平成 29 年度税制改正の中で話題にはなっていないものの 1 つですが、実は医療費控除についても見直しが予定されています。皆さま一度は申告したことのある馴染みのある制度だと思いますが、実は平成 32 年以降は医療費の領収書を提出してはいけない、という制度に改正されます。税務署へは医療費の明細（集計表）だけを添付し、領収書は自分で保管しておけ、ということです。保管義務は5 年間であり、その間に税務署から提出を求められたら従わなければなりません。毎年申告している方には迷惑極まりない改正です。今までも電子申告の場合は一定の要件のもと提出しなくてもよいとされていましたが、私はお客様には邪魔だから提出した方が良い、と提案していました。税務署も邪魔なようですね(笑)

セルフメディケーション税制

今年（平成 29 年）からは医療費控除の特例も開始されています。昨年の税制改正で決まった「セルフメディケーション税制」です。高齢化社会に対応するため、医者に頼る医療費控除ではなく自分自身で健康管理をしっかりと行つていこう、という考えに基づくものです。

この制度は医療費控除との選択適用とされていますので、どちらか有利な方を使うことになります。医療費控除の年間 10 万円に対し 1 万 2 千円で適用できる方が増えることが予想されます。検診等を受けていることが要件ですので、結果通知書などのコピーを添付する必要があります。

今月のコメント

税理士業界は年末あたりから 3 月までが繁忙期です。年末調整や確定申告の時期が来たということですが、なぜか確定申告以外の仕事もこの時期に増えたりします。税制改正の絡みや法人の決算も 12 月～3 月が多いためでしょうか…逆に夏は比較的余裕がありますので、長期休暇も取りやすいです。仕事にメリハリも出ます。

繁忙期があるというのは良い面も悪い面もあります。

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 505

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人